

令和2年度  
地域共生社会の実現に向けた  
包括的支援体制構築事業  
(モデル事業)

事例集

## 令和2年度のモデル事業実施状況

自治体名	地域の様々な相談の受け止め・ 地域づくり事業 (地域力強化推進事業)	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	参加支援事業
都城市	○	○	
延岡市		○	
小林市	○	○	
日向市	○		
三股町	○		
都農町	○	○	
門川町	○	○	○
美郷町	○	○	
高千穂町	○	○	

※ 上記は補助金の申請ベースによる事業の実施状況

# 目次

○都城市	• • • • • • • • • • • • • •	1
○延岡市	• • • • • • • • • • • • • •	10
○小林市	• • • • • • • • • • • • • •	15
○日向市	• • • • • • • • • • • • • •	27
○三股町	• • • • • • • • • • • • • •	34
○都農町	• • • • • • • • • • • • • •	48
○門川町	• • • • • • • • • • • • • •	58
○美郷町	• • • • • • • • • • • • • •	72
○高千穂町	• • • • • • • • • • • • • •	85

# 都城市の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：159,406人
- (2) 面積：653.3km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：35校
- (4) 中学校数：17校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 地域の様々な相談の受け止め（地域力強化推進事業）・地域づくり事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 都城市の取組について（令和2年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施主体（委託先）

都城市（都城市社会福祉協議会）

#### (2) 事業名

地域力強化推進事業

#### (3) 事業実施に至った背景

少子高齢化・人口減少・地域のつながりの希薄化・福祉ニーズの多様化、複雑化が背景にあり、公的サービスのみならず、住民一人ひとりが地域の課題を我が事として捉え、解決を試みる体制（地域）づくりが必要であったため。

## 都城市の取組について（令和2年度）

### （4）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

#### ①対象地域

都城市

#### ②対象地域の範囲・人口

市内全域 約16万人

#### ③地域づくりに向けた支援

##### ・会議体の運営者

地区社会福祉協議会（中学校圏域15地区）

##### ・会議体の構成員

自治公民館長、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、各種民主団体 等

#### ④地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点名及び運営主体

地区社会福祉協議会、自治公民館、社会福祉法人 等

## 都城市の取組について（令和2年度）

- ⑤ **地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法**  
社会福祉法人による地域貢献への拠出、地区社協による収益事業、住民による福祉協力金の拠出
- ⑥ **事業実施にあたり連携した他の法定事業等**  
介護保険生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業、学校運営協議会 等
- ⑦ **事業実施にあたり工夫した取組内容**  
15の地区社会福祉協議会の活動を基盤にしつつ、市社会福祉協議会の職員を各地区担当という形で後方支援する体制を構築している。
- ⑧ **事業の成果及び課題**  
各地区において住民座談会を開催し、自らが暮らす地域の強みや足りないところを再認識し、さらに住みよい地域にしていくために何が必要かを住民自らが考え、行動を起こすきっかけづくりとなっている。

## 都城市の取組について（令和２年度）

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

①対象地域

都城市

②対象地域の範囲・人口

市内全域 約 16万人

③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

地区社会福祉協議会（中学校圏域 15地区）

④複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

多機関協働センターをはじめとする専門相談機関へのつなぎ

⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

市社協及び地区社協広報誌、地元ラジオ局でのPR 等

## 都城市の取組について（令和2年度）

### ⑥事業実施にあたり工夫した取組内容

15の地区社会福祉協議会の活動を基盤にしつつ、市社会福祉協議会の職員を各地区担当という形で後方支援する体制を構築している。

### ⑦事業の成果及び課題

住民に身近な地域に相談できる窓口があること、さらにはその受け止める相談員が地域住民であることで、行政や専門機関には相談しにくいことであっても相談しやすいなど、専門機関の設置のみでは浮き上がってこなかった相談が表出してきている。

またその相談を適切な専門機関につなぐ体制を整えている。

## 都城市の取組について（令和2年度）

### 4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （1）実施主体（委託先）

都城市（都城市社会福祉協議会）

#### （2）事業名

多機関協働による包括的支援体制構築事業

#### （3）事業実施に至った経緯

少子高齢化・人口減少・地域のつながりの希薄化・福祉ニーズの多様化複雑化により、単独の相談支援機関では十分に対応できない状況がある。各相談支援機関が連携・協働することにより、制度の枠を越えた支援を提供する体制づくりが必要であったため。

## 都城市の取組について（令和2年度）

### （4）相談支援包括化推進員の配置状況

- 配置人数 2名
- 相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等  
自立相談支援機関や地域包括支援センターでの相談業務経験  
社会福祉士、精神保健福祉士 等
- 相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称  
多機関協働センターすくらむ

### （5）事業内容

#### ①包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、ファミリーサポートセンター、生活自立相談センター等の各種機関と連携し、高齢・障害・児童・困窮の分野を越えた複合的な課題を持つ世帯を対象として相談支援を展開。

## 都城市の取組について（令和2年度）

### ②相談支援包括化推進会議の開催方法（回数方法や参加者等）

- ・ 開催回数：年3回
- ・ 参加者：行政、保険・医療・福祉専門職、司法関係者、学校関係者 等

### ③自主財源の確保や新たな社会資源の創出のための取組の概要

相談機関が特に困難と感じる司法領域の課題について、連携強化の一環として、弁護士会と協働し無料の法律相談の機会を創出した。

## （6）事業の成果及び課題

高齢・障がい・児童・困窮の異なる分野の相談機関のコーディネート機能を果たすため、包括化推進会議を開催し、顔の見える関係を構築してきた。

また、各相談機関が適切な連携を図るためのツールとして「相談支援マニュアル」を作成し相談場面の実践に活用してもらっている。

# 延岡市の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：116,566人
- (2) 面積：868.02km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：27校
- (4) 中学校数：16校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 延岡市の取組について（令和2年度）

### 3 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取組について

#### (1) 実施主体

延岡市（直営）

#### (2) 事業名

なんでも総合相談センター事業

#### (3) 事業実施に至った経緯

少子高齢化や核家族化・晩婚化が進み、育児と介護が同時に直面するダブルケアや高齢の親と障がいのある子が同居する8050問題など地域住民が抱える課題も複雑化・複合化してきている。

このため、従来の担当セクションごとのいわゆる「タテ割り」の支援だけでは対応が困難となり、総合的・重層的な相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築が必要となっており、市民からの様々な相談の対応につとめるべく「なんでも総合相談センター」を設置した。

## 延岡市の取組について（令和2年度）

### （4）相談支援包括化推進員の配置状況

- 配置人数 5名
- 相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等

#### 【経歴】

小学校元校長、教育委員、養護学校、知的障がい者施設、老健施設、保育園、社会福祉協議会、相談支援専門員、障がい者支援施設、発達障がい児相談員、学習活動支援員、学校支援アドバイザー

#### 【資格】

小中高等学校教諭、介護福祉士、社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、准看護師、介護支援専門員

- 相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称  
なんでも総合相談センター

# 延岡市の取組について（令和2年度）

## （5）事業内容

### ① 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

医療・介護・福祉・教育・子育てに関する相談やどこに相談していいのかわからないものなど、市民からの様々な相談に一括して対応するワンストップ総合相談窓口である「なんでも総合相談センター」を設置し365日開設し、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる。

あらゆる相談に対応するため関係各課と連携を図ることはもとより、児童相談所や警察、市内弁護士会などの関係機関とも顔の見える関係づくりを行い、連携体制の強化を図っている。

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、窓口や電話による相談のほか、LINEでの相談や自宅等からのリモートによる相談にも対応できる体制も整えている。

## 延岡市の取組について（令和2年度）

### （6）事業の成果及び課題

#### ○ 成果

- ・ 令和2年度実績：相談件数2,996件  
（平日2,257件、土日祝日年末年始739件）

#### ○ 課題

- ・ 精神面に不安を持った方からの相談に対応できる専門職の配置が必要。

# 小林市の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：44,047人
- (2) 面積：562.95 km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：12校
- (4) 中学校数：9校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 地域の様々な相談の受け止め（地域力強化推進事業）・地域づくり事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 小林市の取組について（令和2年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施主体（委託先）

小林市（小林市社会福祉協議会）

#### (2) 事業名

地域力強化推進事業

#### (3) 事業実施に至った背景

人口減少や少子高齢化、地域のつながりの希薄化などを受け、地域共生社会実現に向けて住民が主体的に地域課題を把握し、またそれを解決につなげる体制の構築や拠点の整備が必要であった。

# 小林市の取組について（令和2年度）

## （4）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

### ①対象地域

小林市

### ②対象地域の範囲・人口

市全域 約43,000人

### ③地域づくりに向けた支援

#### ・会議体の運営者

まちづくり協議会

#### ・会議体の構成員

まちづくり協議会役員

### ④地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点名及び運営主体

社会福祉センター（社会福祉協議会）

## 小林市の取組について（令和2年度）

- ⑤ **地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法**  
共同募金の活用、社会福祉法人等との協働
- ⑥ **事業実施にあたり連携した他の法定事業等**  
生活支援コーディネーターや社協の地域福祉係等と連携していく
- ⑦ **事業実施にあたり工夫した取組内容**  
新設されたまちづくり協議会にスポットを当てて、3地域で福祉のまちづくりワークショップを開催し、自分たちの地域の魅力や課題を再発見し、自分たちにできることを話し合った。
- ⑧ **事業の成果及び課題**  
ワークショップで出たアイデアが次年度のまちづくり協議会の事業に活かされた。

## 小林市の取組について（令和２年度）

### イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

#### ①対象地域

小林市

#### ②対象地域の範囲・人口

市全体 約43,000人

#### ③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

社会福祉センターにおいて総合相談窓口を常時開設。

校区地区社会福祉協議会やサロン等を対象に困りごと相談会を巡回で実施する。

#### ④複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

サロン協力者

## 小林市の取組について（令和2年度）

### ⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

コンビニやパチンコ店に相談窓口のカードを設置。相談窓口のマグネットを高齢者の集いの場等に配布。市の広報誌、社協のホームページ、社協の広報誌などにより周知した。

### ⑥事業実施にあたり工夫した取組内容

少人数での集い等に足を運び、相談員を身近に感じてもらうことで、相談する垣根を低くする。

### ⑦事業の成果及び課題

アウトリーチすることで、課題が複雑になる前に相談対応することができた。普段高齢者などに関わる地域住民に相談員を知ってもらうことができた。

## 小林市の取組について（令和2年度）

### ウ その他

**地域の様々な相談の受け止め（地域力強化推進事業）・地域づくり事業に係る上記（4）ア・イ以外の取組内容**

セキュリティに配慮しインターネットでの相談システム「SNS福祉まるごと相談」を開設した。

## 小林市の取組について（令和2年度）

### 4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### (1) 実施主体（委託先）

小林市（小林市社会福祉協議会）

#### (2) 事業名

多機関協働による包括的支援体制構築事業

#### (3) 事業実施に至った経緯

潜在化、顕在化する複合的あるいは複雑化する課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の必要性が高まり、それらを支援し、推進するため、各分野の相談機関を把握し、会議開催するなど、相談があった窓口から適切な相談機関にスムーズに連絡・調整ができる体制構築づくりが求められ、急務であった。

## 小林市の取組について（令和2年度）

### （4）相談支援包括化推進員の配置状況

○配置人数 1名

○相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等

社会福祉士、介護支援専門員（社会福祉協議会相談支援係で総合相談を担当。前職は地域包括支援センター）

○相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称

小林市社会福祉協議会 地域福祉課相談支援係

# 小林市の取組について（令和2年度）

## （5）事業内容

### ① 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

ワンストップ型の窓口は設けず、行政の各窓口や市内の各相談機関においてまず相談を受け、自分の専門分野以外の相談があった場合は、横断的な連携で相談をつなぎ、協働して支援を行う。多機関が関わるケースの場合は、社会福祉協議会の相談支援包括化推進員につなぎ、多機関協働検討会議で事例検討を行っていく。支援体制の課題や成果を多機関協働主幹会議で協議し、仕組みが地域に定着していくよう関係課の連携を深めていく。

## 小林市の取組について（令和2年度）

### ② 相談支援包括化推進会議の開催方法（回数方法や参加者等）

- ・ 多機関協働検討会議  
（随時開催、複合課題を抱えた世帯に関わる相談事業所や関係機関）
- ・ 多機関協働主幹会議  
（年1, 2回程度、関係する課の担当主幹）
- ・ 多機関協働研修会議  
（年3回程度、市内の相談事業所の実務担当者、行政の担当者）
- ・ 生活困窮者自立支援ネットワーク会議  
（年1回程度、関係機関所属長等）

### ③ 自主財源の確保や新たな社会資源の創出のための取組の概要

相談機関が特に困難と感じる司法領域の課題について、連携強化の一環として、弁護士会と協働し無料の法律相談の機会を創出した。

## 小林市の取組について（令和２年度）

### （６）事業の成果及び課題

「相談つなぐシート」利用マニュアルを作成し、市内の相談機関・行政の関係課に配布し、運用を行っている。モデル事業終了後も、構築された体制を維持継続しており、今後も定着させていくため働きかけていくことが求められる。

# 日向市の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：59,953人
- (2) 面積：336.87km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：13校
- (4) 中学校数：7校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 日向市の取組について（令和2年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施主体（委託先）

日向市（日向市社会福祉協議会）

#### (2) 事業名

地域力強化推進事業

#### (3) 実施期間

平成30年7月～令和3年3月

#### (4) 事業実施に至った背景

複雑・多様化する地域生活課題に対し、地域力の強化は、以前か課題であると捉えていたため、市と社協で協議を行い、事業実施を決定した

## 日向市の取組について（令和2年度）

### （5）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

#### ①対象地域

市内全域

#### ②対象地域の範囲・人口

日常生活圏域（地域包括支援センター5圏域）～自治会単位・59,953人

#### ③地域づくりに向けた支援

- ・ 会議体の運営者  
地域福祉活動推進基礎組織、地域福祉サポーター、生活支援サポーター、ボランティア市民活動団体・グループ、地域福祉活動団体・グループ等
- ・ 会議体の構成員  
地域力強化推進コーディネーター（2名）、  
地域福祉コーディネーター（23名）

## 日向市の取組について（令和2年度）

### ④地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点名及び運営主体

#### 【拠点】

コミュニティセンター、自治公民館、図書館、学校機関※公共施設・介護・福祉施設、ショッピングモール、スーパーマーケット等

※コミュニティカフェ、いきいきサロン活動拠点場所

#### 【運営主体】

行政、社協、自治会、社会福祉法人、医療・介護・福祉機関、福祉以外の企業・法人等

### ⑤地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法

地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法  
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）が実施する事業との連携や社会福祉法人及び企業等の地域貢献活動との協働を図る。

財源等の確保は、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング等の活用。

## 日向市の取組について（令和2年度）

### ⑥事業実施にあたり連携した他の法定事業等

高齢者の生活支援に関する地域の基盤整備は、生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）で推進。本事業においては、生活支援コーディネーターと連携のもと、全世代（世帯）を対象とした包括的な生活支援（地域生活課題）に関する地域の基盤整備を推進

### ⑦事業実施にあたり工夫した取組内容

活動の推進母体として、自治会単位において「地域福祉部」の設置を推進し人材育成として「地域福祉サポーター」の養成を行った。

### ⑧事業の成果及び課題

地域福祉部設置（地域福祉活動推進基礎組織）44地区（R2末）

地域福祉サポーター養成152名（R2末）

※生活支援サポーター養成と連動した地域の担い手育成

※小地域福祉活動実践（地域福祉サポーター地域福祉実践）

## 日向市の取組について（令和2年度）

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

①対象地域

市内全域

②対象地域の範囲・人口

日常生活圏域（地域包括支援センター5圏域）・59,953人

③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

地域福祉部・福祉推進員（地域福祉活動推進基礎組織※自治会組織）、  
地域生活支援ネットワーク、日向市社会福祉協議会

④複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

地域力強化推進コーディネーター、地域福祉コーディネーター等

## 日向市の取組について（令和2年度）

### ⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

行政や社協広報誌・ホームページ、SNS等の活用、自治会定例会（代表者会議）等 地域生活支援会議（自治会圏域～日常生活圏域）

### ⑥事業実施にあたり工夫した取組内容

地域生活支援ネットワークを活用し、定例的な会議(役員会・班長会等)や地域生活支援会議の場を通して、地域生活課題の早期発見・対応を図る。

### ⑦事業の成果及び課題

地域福祉部設置（地域福祉活動推進基礎組織）44地区（R2末）  
相談支援件数403件（R2）

# 三股町の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：26,098人
- (2) 面積：110.02km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：6校
- (4) 中学校数：1校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 地域の様々な相談の受け止め（地域力強化推進事業）・地域づくり事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 三股町の取組について（令和２年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施主体（委託先）

三股町（三股町社会福祉協議会）

#### (2) 事業名

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

#### (3) 事業実施に至った背景

本町の人口は、約2万5千人で、少子高齢化が進む昨今では、比較的安定した人口を維持している町である。しかしながら、鰐塚山系の麓にあたる長田地区などは、中心部から車で約30分を要し、住民の高齢化、過疎化が進行している。また、町の中心部においては、生活困窮者世帯の増加や子どもの不登校、ひきこもりなどの課題が散見される。このように、生活圈域毎に福祉課題は複雑・多様化している。過疎地域においては、移動支援、買い物支援等の高齢者に特化した課題の解決が、中央部においては、子ども食堂や学習支援といった子育て支援の取組が求められている。

## 三股町の取組について（令和２年度）

### （３）事業実施に至った背景 ※続き

平成31年3月に町が策定した三股町総合福祉計画の町民アンケート調査結果によると、「約6割の方が地域活動に参加していない」、「約1割の方がほとんど近所付き合いがない」と回答しており、地域関係の希薄化を顕著に示している。このことは、住民の日常生活で抱えている困りごとや不安と、その解決策の一つであるはずの地域活動が結びついていないことを現わすものでもある。

「地域共生社会の実現」に向けては、こうした住民の意識を地域活動につなげていくための施策を積極的に展開し、後押ししていく必要がある。そのための基盤として、より「身近な圏域」で、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決することができるような環境の整備と、より「身近な圏域」で地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備とを一体的に行っていくことが最も重要であると考え実践していくものである。

## 三股町の取組について（令和2年度）

### （4）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

#### ①対象地域

三股町

#### ②対象地域の範囲・人口

町域 26,079人

#### ③地域づくりに向けた支援

##### ・会議体の運営者

コミュニティデザインラボ（三股町社会福祉協議会）

##### ・会議体の構成員

地域住民、専門職、企業、デザイナー、行政等

## 三股町の取組について（令和2年度）

### ④地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点名及び運営主体

- コワーキングスペースコメ
- 地域サロン
- 常設型居場所
- 認知症カフェ
- こども食堂等の拡充

### ⑤地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法

- 社会福祉法人による拠出金
- ファンドレイジング
- 共同募金
- 外部団体へのコンサル事業

## 三股町の取組について（令和2年度）

### ⑥事業実施にあたり連携した他の法定事業等

- 生活支援体制整備事業（1. 2層協議体、第1層生活支援コーディネーター）と連携し事業を推進。
- 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援機関）と連携し事業を推進。

### ⑦事業の成果及び課題

【拠点の目標参加者数】

○コワーキングスペースコメ	= 6, 000人
○地域サロン	= 5, 000人
○常設型居場所	= 800人
○認知症カフェ	= 400人
○こども食堂等の拡充	= 400人

## 三股町の取組について（令和2年度）

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

①対象地域

町域

②対象地域の範囲・人口

26,079人

③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

コミュニティデザインラボ

④複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

○多様な機関的相談支援事業所との連携会議の設置

○学識経験者によるスーパーバイズの展開

## 三股町の取組について（令和2年度）

### ⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

HP、冊子、SNS

### ⑥事業の成果及び課題

類型化できる地域課題に対応した地域活動の目標構築数 = 20活動

## ウ その他

地域の様々な相談の受け止め（地域力強化推進事業）・地域づくり事業に係る上記（4）ア・イ以外の取組内容

COMMUNITY DESIGN LAB（三股町社会福祉協議会）

ホームページ参照

【URL】：<https://commulab.jp/>

## 三股町の取組について（令和2年度）

### 4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （1）実施主体（委託先）

三股町（三股町社会福祉協議会）

#### （2）事業名

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （3）実施期間

令和2年4月～令和3年3月

#### （4）事業実施に至った経緯

本町の人口は、約2万5千人で、少子高齢化が進む昨今では、比較的安定した人口を維持している町である。しかしながら、鰐塚山系の麓にあたる長田地区などは、中心部から車で約30分を要し、住民の高齢化、過疎化が進行している。また、町の中心部においては、生活困窮者世帯の増加や子どもの不登校、ひきこもりなどの課題が散見される。このように、生活圏域毎に福祉課題は複雑・多様化している。

## 三股町の取組について（令和2年度）

### （4）事業実施に至った経緯 ※続き

過疎地域においては、移動支援、買い物支援等の高齢者に特化した課題の解決が、中央部においては、子ども食堂や学習支援といった子育て支援の取組が求められている。平成31年3月に町が策定した三股町総合福祉計画の町民アンケート調査結果によると、「約6割の方が地域活動に参加していない」、「約1割の方がほとんど近所付き合いがない」と回答しており、地域関係の希薄化を顕著に示している。

しかし、一方では、「8割以上の方が福祉に関心がある」との回答も示されている。このことは、住民の日常生活で抱えている困りごとや不安と、その解決策の一つであるはずの地域活動が結びついていないことを現わすものでもある。

## 三股町の取組について（令和2年度）

### （4）事業実施に至った経緯 ※続き

「地域共生社会の実現」に向けては、こうした住民の意識を地域活動につなげていくための施策を積極的に展開し、後押ししていく必要がある。

そのための基盤として、より「身近な圏域」で、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決することができるような環境の整備と、より「身近な圏域」で地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備とを一体的に行っていくことが最も重要であると考え、それらをコーディネートする相談支援包括化推進員を配置し実践していくものである。

## 三股町の取組について（令和2年度）

### （5）相談支援包括化推進員の配置状況

- 配置人数 2名
  
- 相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等  
福祉専門職として10年以上の経験のある社会福祉士、主任介護支援専門員。
  
- 相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称  
COMMUNITY DESIGN LAB（三股町社会福祉協議会）

## 三股町の取組について（令和2年度）

### （6）事業内容

#### ① 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

- 相談者等に対する支援の実施＝初期相談共通シート作成全世代型個別事例検討会議の開催
- 相談支援包括化ネットワークの構築＝コミュラボ会議の開催
- 相談支援包括化推進会議＝地域支援会議、地域ケア会議等既存会議等の効率化とデータ化
- 自主財源の確保のための取り組みの推進＝ファンドレイジング、プロダクツ製作販売による自主財源の確保
- 新たな社会資源の構築＝類型化できる地域課題に対応した新たな社会資源の構築とロゴ化による参加支援

## 三股町の取組について（令和2年度）

### ②相談支援包括化推進会議の開催方法（回数方法や参加者等）

四半期の開催（各種福祉相談窓口担当者、福祉専門職、住民、行政福祉担当課全係、その他事例関係者）

### ③自主財源の確保や新たな社会資源の創出のための取組の概要

- 社会福祉法人による拠出金
- ファンドレイジング
- 共同募金

### （7）事業の成果及び課題

- 福祉相談窓口等で活用する、共通の初期相談聞き取りシートの作成
- 類型化できる地域課題に対応した地域活動の目標構築数 = 20活動

# 都農町の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：10,333人
- (2) 面積：102.11km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：4校
- (4) 中学校数：1校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 都農町の取組について（令和2年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施主体（委託先）

都農町（都農町社会福祉協議会）

#### (2) 事業名

地域の様々な相談の受け止め・地域づくり事業

#### (3) 実施期間

令和2年4月～令和3年3月

#### (4) 事業実施に至った背景

事業実施前年度より「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」を実施するとすれば、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会に委託をして実施するのが妥当ではないかと協議し、実施に至った。

## 都農町の取組について（令和2年度）

### （5）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

#### ①対象地域

都農町全域

#### ②対象地域の範囲・人口

範囲は本町全体・人口は10,333人(令和4年1月1日現在)

#### ③地域づくりに向けた支援

##### ・会議体の運営者

都農町社会福祉協議会

##### ・会議体の構成員

高齢者福祉団体、障がい者福祉団体、子ども家庭福祉団体、まちづくり団体、ボランティア団体、商工会、JA、民生委員児童委員協議会等にて会議を実施する計画であったが、実際はコロナ禍で開催できなかった。

## 都農町の取組について（令和2年度）

### ④地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点名及び運営主体

スズキハウス、運営主体は社会福祉協議会

### ⑤地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法

支え合いマップ作りをモデル地区で実施し、住民による犬の散歩中に見守り活動を行う「わんちゃん見守り隊」の立ち上げ、高齢男性による高齢男性のための「コシローズキッチン」の立ち上げに至った。今後も支え合いマップによる住民の助け合い活動の開発を行っていく予定。

また、住民の交流拠点「スズキハウス」は、「交流サロンの居場所機能」や「就労前体験など社会参加へのきっかけづくり機能」「相談の受け止め機能」など担うが、今後も更に社会資源として多機能な展開を行えたらと考えている。

### ⑥事業実施にあたり連携した他の法定事業等

策定中の地域福祉計画の内容とも連動した事業展開としていくため、実施にあたって策定事務局と協議を行い、包括支援体制づくりや支え合いマップづくりなどは地域福祉計画に位置付けを行った。

## 都農町の取組について（令和2年度）

### ⑦事業実施にあたり工夫した取組内容

コロナ禍でZOOM利用により、遠方の講師と集合した会場と連携しての支え合いマップづくり。

### ⑧事業の成果及び課題

課題としては、新型コロナウイルス感染症流行のために会議体の開催が中止となったり、影響が大きかったため、コロナ禍の中でSNSの活用、「デジタルフレンドリー事業」との連動など課題。成果としては、住民交流の拠点が開所できたことと、支え合いマップづくりから住民主体での助け合い活動が立ち上がることになったこと。

## 都農町の取組について（令和2年度）

### イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

#### ①対象地域

都農町全体

#### ②対象地域の範囲・人口

範囲は本町全体・人口は10,333人(令和4年1月1日現在)

#### ③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

- ・ スズキハウス・常駐しているボランティア団体れんげの会で受け付けて、社協または福祉課に連絡してもらい相談支援をおこなう体制
- ・ 福祉相談会・社協で実施

#### ④複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

多機関協働事業を実施している福祉課の担当者で対応しバックアップする。

## 都農町の取組について（令和２年度）

### ⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

町の広報誌、チラシ配布など実施した。

### ⑥事業の成果及び課題

昨年度は新形コロナウィルス感染症の流行で福祉相談会が開催できないこともあった。地域拠点としてのスズキハウス自体も３月に開所したので、これから住民への浸透を図っていく。

成果としては、相談会を３３回開催し、相談受付は３３件だった。

## 都農町の取組について（令和2年度）

### 4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （1）実施主体

都農町（直営）

#### （2）事業名

多機関協働による包括的支援体制構築事業

#### （3）実施期間

令和2年4月 ～ 令和3年3月

#### （4）事業実施に至った経緯

前年度より福祉課内で協議を行い、本町での地域共生社会づくりのためには多機関の協働による包括的支援体制を作る必要があるとなり、事業実施に至った。

## 都農町の取組について（令和2年度）

### （5）相談支援包括化推進員の配置状況

- ・配置人数 2名
- ・相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等  
社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員を2名とも有し、1名は障害分野のソーシャルワーカー、生活保護のケースワーカー等、もう1名は高齢者分野のソーシャルワーカー等の経歴をもつ。
- ・相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称  
福祉課 包括支援室

### （6）事業内容

#### ①包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

多分野の相談支援に関わる事業所等を対象に、多機関協働についての研修会をまず開催。また、介護支援専門員勉強会や事業所を訪問しての説明も実施した。また、役場内に福祉住民向けの総合相談窓口を設置した。事例ごとのケース会議もZOOMを活用し開催した。

## 都農町の取組について（令和2年度）

### ② 相談支援包括化推進会議の開催方法（回数方法や参加者等）

説明会と合わせて、2回実施した。

### ③ 自主財源の確保や新たな社会資源の創出のための取組の概要

新たな社会資源創出としては、精神障がい者やメンタル面で不安のある方を対象とした居場所づくりの前段として、元気回復行動プランを学ぶ会を月1回で5回開催した。

### （7）事業の成果及び課題

成果としては相談支援包括化推進会議とその説明会を2回開催し、事業についての理解を進めることはできた。課題としては、役場外の相談支援に関わる事業所からのケース紹介がまだ少ないのが課題。

# 門川町の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：17,122人
- (2) 面積：120.51km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：3校
- (4) 中学校数：1校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事
- 参加支援事業

## 門川町の取組について（令和2年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施方法（委託先）

ふらっとカフェ実行委員会

#### (2) 事業名

門川町地域共生社会の実現に向けた地域づくり事業

#### (3) 実施期間

平成30年4月 ～ 令和3年3月

#### (4) 事業実施に至った背景

高齢者はサロン、認知症は認知症カフェという対象者が限られた集いの場はあるが、誰でも気軽に利用できる集いの場がない。

集いの場を作ることで、①多様なつながり②困りごとの発掘・解決③支えられる側から支える側への3つの効果が期待できる。

## 門川町の取組について（令和2年度）

### （5）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

#### ①対象地域

門川町全域

#### ②対象地域の範囲・人口

町全域 18,116人

#### ③地域づくりに向けた支援

- ・ 会議体の運営者  
ふらっとカフェ実行委員会
- ・ 会議体の構成員  
小規模多機能ホーム管理者、認知症カフェ運営者、  
地域包括支援センター、相談支援包括化推進委員、行政

## 門川町の取組について（令和2年度）

- ④ **地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点名及び運営主体**  
ふらっとカフェ（小規模多機能ホーム）
- ⑤ **地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法**  
カフェ利用者から利用料を徴収する
- ⑥ **事業実施にあたり連携した他の法定事業等**  
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）で実施する  
「ボランティア養成講座」修了者を派遣する。
- ⑧ **事業の成果及び課題**  
R2.6月 認知症カフェ運営者より住民に研修会を行う（10名）  
R2.7月 月～金の平日10:00～15:00まで誰でも自由に過ごせるカフェ  
をオープンする。毎月第3水曜日は昼食の提供も行う。  
(有償ボランティア4名/日、参加者10名/日)

## 門川町の取組について（令和2年度）

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

①対象地域

門川町全域

②対象地域の範囲・人口

町全域 18,116人

③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

ふらっとカフェ（小規模多機能ホーム）

④複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

つなげる期間がない場合、相談支援包括化推進員が対応する。

## 門川町の取組について（令和2年度）

### ⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

町広報、認知症カフェ、介護事業所、医療機関、障害者支援事業所、子育て支援センター

### ⑥事業の成果及び課題

令和2年度の5月の試食会后、新型コロナウイルス感染症の影響もあり活動できていない。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止体制を整えることが課題となる。

## 門川町の取組について（令和2年度）

### 4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （1）実施主体（委託先）

門川町（特定非営利活動法人 地域支援センターつながり）

#### （2）事業名

門川町多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （3）実施期間

平成29年4月 ～ 令和3年3月

#### （4）事業実施に至った経緯

「8050問題」や「7040問題」、生活困窮×高齢者、障がい者×子どもなどの複合課題のある世帯に対し、支援が入っていても高齢者や障がい者のみの為、世帯全体の課題解決につながっていない。そのため、世帯丸ごと支援する相談支援包括化推進員がアウトリーチ等による継続的な支援が必要。また、課題解決のために①ひきこもり本人及び家族が相談できる場所づくり②高齢者や障がい者が就労できる企業の発掘を行う。

## 門川町の取組について（令和2年度）

### （5）相談支援包括化推進員の配置状況

- ・配置人数 2名
- ・相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等
  - ①作業療法士の資格を有し、現在、京都橘大学作業療法学科の教授を務める。その傍らNPO法人地域支援センター「つながり」（理事長）を立ち上げ障害者や子どもの拠り所、若年性認知症者の就労支援の基盤づくりを行っている。
  - ②介護支援専門員、介護福祉士保有。昭和49年より平成24年まで養護学校宿舍、特別養護老人ホーム等で勤務し、平成25年から29年まで門川町介護保険認定調査員を務める。
- ・相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称  
特定非営利活動法人 地域支援センター つながり事務所

# 門川町の取組について（令和2年度）

## （6）事業内容

### ① 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

- ・ 実態把握の為、全戸訪問を行う。また、相談があった世帯は継続的に訪問し、必要時の支援・つなぎを行う。
- ・ ひきこもり本人及び家族が相談できる場所を新たに創設する。  
作業療法士が月1回相談会を開催する。
- ・ 地域の企業とつながり、就労の場を創設する。
- ・ 関係機関や団体と、連携会議を開催する。

### ② 相談支援包括化推進会議の開催方法（回数方法や参加者等）

（個別事例の検討）行政担当、地域包括支援センター職員、病院ソーシャルワーカー、対象者の家族、交番所員等、支援の内容により参集者は異なる。

（ネットワーク構築）

月一回 行政担当者と住宅訪問の報告・情報交換

月一回 行政担当者、社会福祉協議会、包括支援センターとの情報交換会

都度 個別支援のための調整会議

## 門川町の取組について（令和2年度）

### （7）事業の成果及び課題

- ①複雑かつ複合化した課題を抱える住民のうち高齢者や障害者等に「就労の場」を提供する業者を新規で1件発掘（累計8件 2件の業者削除）
- ②介護、障害、関係機関等157件訪問
- ③住民向け研修会 コロナで中止  
ただし、こもりびと親の会→1回開催（参加者：8名）
- ④259件訪問相談23件そのうちの就労支援0件  
関係機関に繋いだ 7件  
引き続き継続訪問件数 30件
- ⑤ひきこもり相談窓口相談件数 5件
  - ・コロナ禍で状況を見ながらのアプローチとなり訪問件数減少
  - ・住民向け研修会はすべて中止した。

## 門川町の取組について（令和2年度）

### 6 参加支援事業

#### （1）実施主体（委託先）

門川町（特定非営利活動法人 地域支援センターつながり）

#### （2）事業名

門川町地域共生社会の実現に向けた住民参加支援事業

#### （3）実施期間

平成2年4月 ～ 令和3年3月

#### （4）事業実施に至った経緯

心身に障がいを負った場合、残存機能があるにも関わらず支えられる側になっていることが多い。

また、デイサービスや集いの場のような話すことが中心のところには行きたがらない高齢者も多く、ADLや認知機能が低下している。

そこで、軽作業できる場を作り出来高に応じた報酬を支払うことで、生きがいの創出や支える側へシフトすることができる。

## 門川町の取組について（令和2年度）

### （5）事業実施の体制

公民館で絵馬制作等の軽作業

### （6）参加支援を行う者の配置人数

2人

### （7）参加支援を行う者の経歴・保有資格

- ①作業療法士の資格を有し、現在、京都橘大学作業療法学科の教授を務める。その傍らNPO法人地域支援センター「つながり」（理事長）を立ち上げ障害者や子どもの拠り所、若年性認知症者の就労支援の基盤づくりを行っている。
- ②介護支援専門員、介護福祉士保有。昭和49年より平成24年まで養護学校宿舎、特別養護老人ホーム等で勤務し、平成25年から29年まで門川町介護保険認定調査員を務める。

### （8）参加支援を行う者を配置する相談支援機関の種類・名称

特定非営利活動法人つながり事務所

## 門川町の取組について（令和2年度）

### （9）事業内容

① 利用者のニーズを踏まえたマッチングとメニューづくり(資源開拓)の概要

- ・ 絵馬の形に切り抜いた木材をやすりで削る
- ・ 焼き印を押す
- ・ 紐を通す

上記3つの作業のうち本人ができる作業を行ってもらう。

② 本人への定着支援と受け入れ先への支援（フォローアップ）内容  
公民館で作業を行う。定着するまでは、委託先の職員が訪問する。

③ 自主財源の確保のための取組の概要

- ・ ふるさと納税の返礼品として出品
- ・ 神社への買い取り依頼

## 門川町の取組について（令和2年度）

### （10）事業の成果及び課題

#### ① 複合的課題を抱える者の雇用

0件→ただし継続支援中（退職したい相談等の対応）

※ひきこもり者：絵馬制作支援

#### ② 地域との交流

イベント回数1回：参加者数延べ約70名

# 美郷町の取組について（令和２年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：4,647人
- (2) 面積：448.84km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：1校
- (4) 中学校数：3校
- (5) 義務教育学校：2校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 美郷町の取組について（令和2年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施主体（委託先）

美郷町（美郷町社会福祉協議会）

#### (2) 事業名

地域力強化推進事業

#### (3) 実施期間

平成30年10月 ～ 令和3年3月

## 美郷町の取組について（令和２年度）

### （４）事業実施に至った背景

本町の高齢化率は県内トップであり、その状況の中、在宅高齢者等の実態把握については、抜け漏れのないよう社会福祉協議会及び民生委員等と連携して積極的なアウトリーチを実施していた。しかし、近年、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加するに伴い、様々なニーズや課題が生じ、一方で合併前の旧３村時代より、住民の行政・社協・民生委員への依存度が高い傾向があり、解決へと導くためのマンパワーと社会資源が不足している状況であった。また、面積も非常に広く、各自治会ごと高齢化率の差も激しかったため、地域ごとに課題やニーズが異なっていた。できる限り住民に身近な地域ごとに、住民自らが課題を解決するような仕組みを創出することが、今後本町の高齢者福祉を安定的に運営する上では必要であると考えたために事業実施に至った。

## 美郷町の取組について（令和２年度）

### （５）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

#### ①対象地域

- ア) 平成30年10月～平成31年3月 美郷町南郷地区
- イ) 平成31年4月～令和2年3月 美郷町北郷地区
- ウ) 令和2年4月～令和3年3月 美郷町西郷地区

#### ②対象地域の範囲・人口

- ア) 小中一貫校区（旧中学校2校、小学校4校）
- イ) 小中一貫校区（旧中学1校、小学校2校）
- ウ) 中学1校、小学校1校

#### ③地域づくりに向けた支援

- ・ 会議体の運営者：社会福祉協議会
- ・ 会議体の構成員：各地区社会福祉協議会担当、民生委員、日赤奉仕団

## 美郷町の取組について（令和２年度）

### ④地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点名及び運営主体

拠点：商店街空き店舗　　運営主体：社会福祉協議会

### ⑤地域の課題を地域で解決していくための社会資源の開発や財源等の方法

社会福祉協議会への香典返し（寄付）を活用する方向で検討

### ⑥事業実施にあたり連携した他の法定事業等

介護保険生活支援体制整備事業（第２層協議体、生活支援コーディネーター）、地域包括支援センター

### ⑦事業実施にあたり工夫した取組内容

「気になる人」の実態把握や訪問対象者の整理（追加・削除）

## 美郷町の取組について（令和2年度）

### ⑧事業の成果及び課題

自ら相談に来ることができない方及び問題意識が希薄な方に対するアウトリーチを強化するために、民生委員に依頼し、地域の中での「気になる人」（支援が必要と思われる人）をチェックリストを用いて抽出してもらい、その情報をもとに実態把握を行い、月1回の定期訪問を行った。

また、毎月、行政及び社協の関係者で定例会を開催し、訪問対象者の追加・削除及び情報共有を行った。また、必要に応じて速やかに相談支援包括化推進員をはじめとした関係機関に繋げる体制した。

## 美郷町の取組について（令和２年度）

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

①対象地域

美郷町全域

②対象地域の範囲・人口

小中一貫校２校、中学１校、小学校１校（人口：５,４５８人）

③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

安心生活支援センター（社会福祉協議会内）

## 美郷町の取組について（令和2年度）

### ④ 複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

自ら相談に来ることができない方及び問題意識が希薄な方に対するアウリーチを強化するために、民生委員に依頼し、地域の中での「気になる人」（支援が必要と思われる人）をチェックリストを用いて抽出してもらい、その情報をもとに実態把握を行い、必要であれば月1回の定期訪問対象者とする。

また、毎月、行政及び社協の関係者で定例会を開催し、訪問対象者の追加・削除及び情報共有を行う。バックアップする人は、相談支援包括化推進員としている。

## 美郷町の取組について（令和2年度）

### ⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

町及び社協広報誌、町ケーブルTV、安心生活支援センターかわら版

### ⑥事業実施にあたり工夫した取組内容

新たなコミュニティスペースの創出やコミュニティスペースの周知啓発

### ⑦事業の成果及び課題

町内の空き店舗や空き家を活用したコミュニティスペースの創出について、民生委員や地域住民等と協議や研修会を行った。その結果、新たに地域住民が空き地に廃材等を活用して小屋を建てた「居場所」が誕生し、主に男性の集まるスペースとして活用され始めた。

## 美郷町の取組について（令和2年度）

### 4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （1）実施主体（委託先）

美郷町(美郷町社会福祉協議会)

#### （2）事業名

美郷町包括的支援体制整備事業

#### （3）実施期間

平成29年10月 ～ 令和3年3月

#### （4）事業実施に至った経緯

今後、介護・障害・高齢者虐待・生活困窮などが複合的に絡んだ世帯が増加傾向となりうることから、単に行政サービスに繋ぐとただただでは解決しない事例が多くなると予想。そのような様々な課題を抱えた世帯に対し、積極的にアウトリーチを行うことで潜在的なニーズを掘り起こし、必要なサービスにつなげる体制づくりが必要と感じたために事業実施に至った。

## 美郷町の取組について（令和2年度）

### （5）相談支援包括化推進員の配置状況

- ・ 配置人数 2名
- ・ 相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等
  - 社会福祉士 1名
  - 社会福祉主事 1名
- ・ 相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称  
美郷町社会福祉協議会

### （6）事業内容

#### ① 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

社会福祉協議会内に相談支援包括化推進員を配置し、行政、包括支援センター、安心生活支援センター、民生委員協議会、教育委員会等と連携を取りながら、あらゆるニーズに対応した幅広い支援を行った。

また、相談支援包括化推進会議を活用し、関係機関とのネットワーク構築及び状況共有を図ってきた。

## 美郷町の取組について（令和2年度）

### ②相談支援包括化推進会議の開催方法（回数方法や参加者等）

○月1回開催中

○健康福祉課（課長、地域福祉担当、障がい福祉担当）、  
社会福祉協議会（事務局長、地域包括支援センター、安心生活支援  
センター、相談支援包括化推進員等）

### ③自主財源の確保や新たな社会資源の創出のための取組の概要

町外在住の家族に対し、支援対象者の近況報告を目的とした月1回メール配信サービスを実施しており、対象者に対して寄付の呼びかけを行った。

また、法人後見受任報酬、社会福祉協議会への香典返し（寄付）、共同募金等を複合的に活用することについても検討した。

## 美郷町の取組について（令和2年度）

### （7）事業の成果及び課題

全ての複合的な問題を含む相談を受任できるよう、相談支援包括化推進員を2名配置。

様々な相談を受け付け解決できるよう多機関（病院・介護事業所・福祉事業所・法曹関係者・行政・社協内の他機関）と連携できる体制の構築を図った。他事業所との会議への参加や各種会議については、新型コロナウイルスの影響にて思うように開催できない月もあったが、書面開催での情報共有、また他事業所の会議に積極的に参加していくことで情報の共有を図ることができた。また、相談事の多くに金銭問題が複合的に絡んでおり、かつ複雑化しているため専門職等と連携し、事例の検討や法的助言等を受け支援を行った。そのほか、相談体制の広報として、「介護・福祉」以外の幅広い相談を受け付けることができるということをも幅広く周知していくために各種団体等の会議においてその都度、相談窓口の紹介や入り口支援を行っている部署への依頼等を行った。

# 高千穂町の取組について（令和2年度）

## 1 自治体概要

- (1) 人口：11,655人
- (2) 面積：237.54km<sup>2</sup>
- (3) 小学校数：5校
- (4) 中学校数：2校

## 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業（モデル事業） における実施事業

- 地域の様々な相談の受け止め（地域力強化推進事業）・地域づくり事業
- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

### 3 地域の様々な相談の受け止め(地域力強化推進事業)・地域づくり事業

#### (1) 実施主体（委託先）

高千穂町（直営）

#### (2) 事業名

地域力強化推進事業

#### (3) 実施期間

平成31年4月 ～ 令和3年3月

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

### （4）事業実施に至った背景

本町における65才以上の高齢者人口は増加しており、複合的な地域福祉課題を抱えてている支援対象者も増えていることから、適切な福祉サービスを支援できるように、関係機関のネットワークを強化する必要性があった。

近隣の町にも、相談体制を構築できる人材が不足しているという実態もあり、広域で相談を受けることができる基幹相談支援センターを目指し、まずは準備事業として平成30年にアドバイザー1名と保健師1名を専任として、保育所、幼稚園、教育機関、社協、包括センター、障がい者サービス事業所等との連携、人材育成等を進め、令和2年4月にソーシャルワーカー、臨床心理士を専任に迎え、「西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター」として基幹相談支援センターを開所。多機関と連携し子どもと障がい者の相談・支援を行っている

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

### （5）事業内容

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備状況について

#### ①対象地域

町内全域

#### ②地域づくりに向けた支援

- ・ 会議体の運営者
- ・ 会議体の構成員

#### ③事業の成果及び課題

地域の支え合いの仕組みづくり勉強会を実施しする必要がある。

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備状況について

①対象地域

町内全域

②対象地域の範囲・人口

町内全域 約12,000人

③地域住民の相談を包括的に受け止める場所・機関等名

西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター、社会福祉協議会

④複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対する対応方法とバックアップする機関等

相談内容に沿った関係機関との連携・協働  
(保健センター、保健所、西臼杵支庁、児童相談所等)

⑤地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知方法

チラシの作成。教育機関等への訪問、民生委員会での案内。

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

### ⑥事業実施にあたり工夫した取組内容

子育て支援センター、保育所、幼稚園、教育機関、障がい者施設等への定期的に訪問し、相談しやすい環境をつくる。保健センターと連携し、支援の必要な家庭への訪問を随時行う。

### ⑦事業の成果及び課題

令和2年4月から西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターを設け、週5日の開設と24時間体制の携帯電話による相談対応、訪問相談を実施。複合的な課題に対しては、細やかな調査とケース会議を持ち対応している。令和2年10月より、不登校児童を受け入れ、自由に過ごす場として週3回開所。学校との繋ぎも行っている。

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

### 4 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （1）実施主体（委託先）

高千穂町（直営）

#### （2）事業名

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

#### （3）実施期間

平成31年4月 ～ 令和3年3月

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

### （4）事業実施に至った経緯

本町における65才以上の高齢者人口は増加しており、複合的な地域福祉課題を抱えている支援対象者も増えていることから、適切な福祉サービスを支援できるように、関係機関のネットワークを強化する必要性があった。

近隣の町にも、相談体制を構築できる人材が不足しているという実態もあり、広域で相談を受けることができる基幹相談支援センターを目指し、まずは準備事業として平成30年にアドバイザー1名と保健師1名を専任として、保育所、幼稚園、教育機関、社協、包括センター、障がい者サービス事業所等との連携、人材育成等を進め、令和2年4月にソーシャルワーカー、臨床心理士を専任に迎え、「西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター」として基幹相談支援センターを開所。多機関と連携し子どもと障がい者の相談・支援を行っている。

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

### （5）相談支援包括化推進員の配置状況

- ・ 配置人数 4名
- ・ 相談支援包括化推進員の経歴・保有資格等  
保健師1名、臨床心理士1名、社会福祉士2名
- ・ 相談支援包括化推進員を配置している相談支援機関の名称  
西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター

### （6）事業内容

#### ①包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要

子ども：乳幼児健診、発達相談、学校訪問等を活用し、気になる子ども把握  
障がい者：障がい者手帳保持者宅等への訪問、障がい者施設への訪問  
高齢者：介護認定者のうち、在宅者の抽出、高齢者訪問事業と連携し訪問。

## 高千穂町の取組について（令和2年度）

### ② 相談支援包括化推進会議の開催方法（回数方法や参加者等）

- ・ 高千穂町要保護児童地域対策協議会：随時
- ・ 子育て世代包括センターケース会：随時
- ・ 地域包括ケア会議：月1回
- ・ 西臼杵障がい者自立相談支援協議会：月1回

### （7）事業の成果及び課題

平成30年度から進めてきた繋ぎの構築により、多機関との連携もスムーズに行えている。令和2年度より、臨床心理士やケースワーカーを相談員として迎えることができ、カウンセリング等を実施することにより、子どもから大人まで幅広い相談、支援に繋がっている。